四　三により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

五　三により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

六　西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第三条1に規定する海域のうち我が国の排他的経済水域を除く海域及び当該海域に沿う港の港内において、同条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

別記

操業区域

一　北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（昭和五十四年十月十七日署名）第二条1に規定する海域を除く。）

イ　北緯五十度西経百五十度の点

ロ　南緯四度西経百五十度の点

ハ　南緯四度西経百三十度の点

ニ　南緯二十五度西経百三十度の点

ホ　南緯二十五度東経百五十五度の点

ヘ　南緯十一度三十分東経百二十九度の点

ト　南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点

チ　南緯十度東経百十三度二十八分の点

リ　南緯十度東経百度の点

二　一の海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）を除く海域

○農林水産省告示第八百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

一〇トン以上二〇〇トン未満の船舶　二二〇隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定（昭和五十九年条約第十一号）第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域において操業する場合には、ロシア連邦の入漁許可を受けるとともに、ロシア連邦の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

二　公海において、さけ・ます類を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

三　さんま船上選別機を設置してはならない。

○農林水産省告示第八百八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成二十四年三月二十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数

二〇〇トン未満の船舶　一二隻

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年三月二十六日から同年六月二十六日まで

備考

1　この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日までとする。

2　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

3　この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることがある。

一　各連のブイのうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び連番号（連ごとに付した番号をいう。以下同じ。）を明記した縦十八センチメートル、横十三センチメートルの大きさの札を付けるとともに、全てのブイに当該許可に係る許可番号及び連番号を明記しなければならない。

二　かご網の網目の内径の長さは十五センチメートル以上、かごの側面最下部に形成される菱形状の網目の対角線のうちかご枠底縁と平行となるものの長さの総和を当該網目の数で除して得た値及び当該網目の当該対角線以外の対角線の長さの総和を当該網目の数で除して得た値はいずれも十センチメートル以上でなければならない。

三　音波浮上式ブイを使用してはならない。

四　水深八百メートル以浅の水域においては、操業してはならない。

五　外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

六　北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点、北緯三十八度三十六分四十八秒東経百二十九度三十分三十秒の点、北緯三十八度三十六分四十八秒東経百三十二度三十六分五十二秒の点、北緯三十九度四十五分三十四・二秒東経百三十三度二十一分四・一秒の点、北緯三十九度四十七分三十秒東経百三十三度十三分四十二秒の点及び北緯四十一度三十四分四十三・四秒東経百三十一度二十七分三十三・二秒の点を順次に直線で結んだ線により囲まれた水域においては、操業してはならない。

七　八により衛星船位測定送信機を備え付けることを命じられた場合を除き、自船の位置が常に明らかとなる自動記録装置付きの船位測定機器を船舶内に備え付け、操業し又は航行する期間中、毎正時自船の位置を記録するとともに、毎年七月三十一日までに当該記録を農林水産大臣に提出しなければならない。